

お客様各位

セイノーロジックス株式会社

(横浜) 045-682-5315

(大阪) 06-6260-1031

(名古屋) 052-221-7221

## インド向け IEC/GSTIN など記載のお願い

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社海上混載サービスに格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、インド・Nhava Sheva 税関は、すべてのインド諸港揚げ・または経由する輸入貨物を対象に HBL 上への下記項目の記載を義務付ける通達を出しました。記載がない場合には、貨物引き渡しの遅れやそれに伴う追加の費用が発生する可能性もございますので、十分ご留意いただけますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

**【対象仕向け地】** : すべてのインド諸港揚げ・または経由貨物

**【適用開始日】** : 2018 年 4 月 1 日以降 日本出港分より

**【記載項目】** : 1. 輸入者様の Import & Export Code (IEC<sup>※1</sup>) - 10 桁  
2. 輸入者様の GST Identification No. (GSTIN<sup>※2</sup>) - 15 桁  
3. 輸入者様のメールアドレスを含む詳細

※1 … IEC : 輸出入業者番号

※2 … GSTIN : 物品・サービス税(GST)の納税者識別番号

以上